人事院規則一五―一五―一三

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第九号」を「第十号」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　女子の非常勤職員が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。